



「ときわ台景観ガイドライン」の運用が始まりました

■2度にわたるアンケートやガイドライン案に対する同意の意思確認等で、皆様にご協力いただきました「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」による「ときわ台景観ガイドライン」は、昨年11月に東京都知事の承認・告示を得て、本年1月1日より運用が始まりました。これにより、常盤台一・二丁目地区で下記の行為を行う場合には事前に届出が必要になりました。

ときわ台の良さを維持しつつ後世に自慢できる街並み景観を保全できるよう努力いたします。

■届出が必要な行為

- (1) 第一種低層住居専用地域における敷地の分割
- (2) 既存建築物の解体
- (3) 業務用駐車場の開設
- (4) 建築基準法に基づく建築確認が必要な行為
- (5) 上記(1)から(4)の他、ガイドラインに定める事項に抵触する場合

■常盤台一・二丁目地区で建築確認申請を行う場合は、ガイドラインに基づく同意書が必要です

■ガイドラインに関するご質問はFAXまたはEメールで受付けています **関連記事→裏面**

ハウジング&コミュニティ財団(H&C財団)からの補助が決まりました

■ときわ台しゃれ街協議会は、H&C財団による「平成20年度/200年住まい・まちづくり担い手事業」の対象団体募集に応募していましたが、このたび私達の活動計画に対する支援が決定しました。この事業は持続可能なストック型の社会への転換を目指す国土計画の長期目標に従い、まちづくり等についてモデル的な活動を行う団体の活動を支援するものです。来年3月までにこの事業に応募した計画内容を実施することになります。

・応募計画の内容:「つながるみどり」をタイトルとして、ときわ台地区を基点に緑のネットワークを育てるための活動です。具体的には、ガイドラインの主旨を皆さんに広くご理解いただくための「a:市民活動として緑のネットワーク作りをめざすイベント(ワークショップ)の開催」と、ガイドラインの主旨を実現するために配布する「b:ときわ台にふさわしい“緑化マニュアル”の作成」との2本立てで考えています

・イベントは今年8月と11月頃の開催、マニュアルは来年2月頃の配布を予定しています

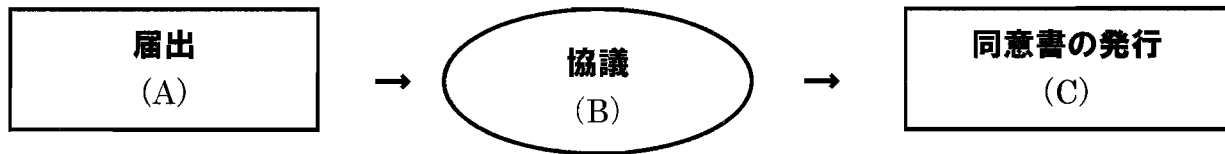
緑のカーテン見学バスツアーを開催します

■H&C財団の支援決定をうけて、8月23日(土)に「緑のカーテン見学バスツアー」を開催します。このツアーは都市の熱対策や景観に対する緑の役割を参加者が体感することで、「緑と調和と安全を基本とするとときわ台景観ガイドライン」の主旨をご理解いただき、「つながるみどり」の実現に発展することを願って実施します。ツアーの詳細は別添配布の「緑のカーテン見学バスツアー／—参加者募集—」号をごらん下さい

関連記事

「ときわ台景観ガイドライン」に基づく協議(届出～同意)のプロセス

■ 景観ガイドラインに基づく届出とその後のプロセスは下記ようになります



- ・ **届出 (A)** : 届出が必要な区域の地図、届出の書式や必要な資料、届出先等については、しゅれ街ニュース保存版またはホームページを参照してください。
- ・ **協議 (B)** : 届出者と当会協議部会で協議をおこないます。届出案件がある場合には、原則として各月の第一と第三火曜日に開催します、開催日の前週中に届出いただくと協議プロセスを短縮できます。届出を受けた場合には協議の日時等を連絡します
- ・ **同意書の発行 (C)** : 協議が成立した場合には同意書を発行します。建築確認申請には同意書を添付してください。

「ときわ台景観ガイドライン」の運用状況

■ 2008年1月1日から8月5日までの協議実績を報告します (全て協議は成立)

問合せ、協議総件数	敷地分割	解体	解体+新築	新築	増築
28	5	6	5	10	2

「ときわ台景観ガイドライン」の協議を通して感じたこと

■ これまでの協議件数は28件にすぎませんが、協議を通して運用を改善しています

(1) 感じたこと

- ・ 協議の場に参加する方は皆さんガイドラインに対して協力的です。対面で行うことで、対話者とのやりとりを通じて意思の疎通ができることが良いのではないかと思います
- ・ 当初から積極的に緑を増やそうという計画はこれまでのところありません、敷地に余裕がないのが原因ですが、ガイドラインの主旨のPR不足を感じます

(2) 改善すべきこと、改善したこと

- ・ 届出を町会事務所気付の郵送で受けているため、協議部会担当者に資料が届くまでに時間がかかることがありました。受付方法の一部を下記のように改正しました
 - ・ FAX : 03-5392-3068 / Eメール : sharemachi@hotmail.com (いずれも従来通りです)
 - ・ 郵送受付(変更) : 〒174-0071 板橋区常盤台1-19-7 寓建築設計室気付
 - ・ 電話での問合せ(新設) : 03-3400-0511(CD・BOX 清水)、または 03-3558-0040(澤地)
- ・ 解体工事の届出日を、板橋区の基準に合わせて30日前から7日前に変更しました

(3) 今後考えるべきこと

- ・ 届出は計画の最終段階のため、この段階になってからの大幅な計画変更は困難です。街並み景観に効果的な緑を計画してもらうため、緑化マニュアルの作成・配布を考えています

————— 今後とも皆様のご協力を宜しくお願いいたします —————